

委 託 契 約 書(案)

長野県公営企業管理者（以下「委託者」という。）と〇〇〇〇（以下「受託者」という。）は、次の条項により、企業局発電所 P P P / P F I 活用検討業務に関する委託契約を締結する。

（総則）

第 1 条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（秘密の保持）

第 1 条の 2 受託者は、本契約の履行に際し知り得た委託者の業務上の秘密を第三者に漏らしはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

（委託業務）

第 2 条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

（1）業務の名称 企業局発電所 P P P / P F I 活用検討業務

（2）業務の内容

ア 事業スキーム検討

イ 市場調査・整理

ウ 実施手順の整理・取りまとめ（法的整理等含む）

エ 導入可能性評価及び提言

（履行期間）

第 3 条 委託業務の履行期間は、契約締結の日から令和 9 年 3 月 19 日までとする。

（委託料）

第 4 条 委託料は、〇〇〇〇円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）

（契約保証金）

第 5 条 受託者は、契約保証金〇〇〇〇円をこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。

2 委託者は、第 7 条第 2 項の規定により検査に合格し、委託業務完了報告書（成果品）の引渡しを受けた後、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

（委託業務の処理方法等）

第 6 条 受託者は、別添の仕様書に基づき委託業務を実施しなければならない。

2 受託者は、前項の仕様書に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。

3 受託者は、委託業務を開始したとき又は業務実施代理人を定めたときは、その旨を委託者に届出なければならない。

4 受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

（業務完了報告及び検査）

第 7 条 受託者は、業務完了と同時に委託業務完了報告書（成果品）を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の報告書の提出があったときは、10日以内に受託者の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。

3 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。

4 前2項の規定による検査に直接要する費用は受託者の負担とする。

(委託料の支払)

第8条 委託者は、前条の規定により引渡しを受けた後、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

2 委託者が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるとときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(前金払)

第9条 受託者は、前条の規定にかかわらず、委託料の10分の3に相当する額の範囲内において、委託業務の実施に必要な費用の前金払を委託者に請求することができるものとする。

(危険負担)

第10条 第7条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者の負担とする。

(契約不適合責任)

第11条 受託者は、成果品の引渡し後1年間に、当該成果品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において当該成果品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第12条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第13条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(貸与品)

第14条 委託者は、委託業務の実施に必要な次の書籍等を受託者に無償で貸与するものとする。

(1) 財務に関するもの

(2) 財産に関するもの

2 受託者は、前項の貸与品の引渡しを受けたときは、委託者に借用書を提出するものとし、貸与期間中は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 受託者は、委託業務が完了したときは、貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合、委託者は受託者の立ち会いの上で貸与品の検査を行うものとする。

- 4 受託者は、その責に帰すべき事由により、貸与品を滅失又はき損したときは、代品を納入し、又は修理その他原状回復に必要な費用を委託者に支払わなければならない。

(契約内容の変更)

第15条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

- 2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

- 3 委託者は、第1項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(事情変更による契約の変更)

第15条の2 委託者と受託者は、この契約の締結後において、市場価格の変動等により契約内容が著しく不相当となったときは、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

- 2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、必要があると認めるときは、契約内容を変更することができるものとする。

(契約解除)

第16条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受託者が、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

- (2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。

- (3) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による解除)

第16条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

- (2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第16条の3 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

- 2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(債務不履行の損害賠償)

第17条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第7条第1項に規定する期限までに委託業務完了報告書（成果品）を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務完了報告書（成果品）

を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）で告示された率（以下「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率」という。）を乗じて計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

- 2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第8条第1項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率を乗じて計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。
- 3 受託者は、第11条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は、第16条から第16条の3までの規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。
- 5 委託者は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 6 受託者は、第1項又は第4項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第18条 受託者は、第16条の2の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第16条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第19条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（疑義の解決）

（情報資産等の取り扱い）

第20条 受託者は、本契約により取り扱う情報資産等については別紙「情報資産等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

（A）この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

(B) この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者と受託者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

[注] (A) は紙の契約書を作成する場合、(B) は電子契約を行う場合に使用する。

令和 8 年 月 日

委託者	住 所	長野市大字南長野字幅下 6 9 2 - 2
	職・氏名	長野県公営企業管理者 吉沢 正 印

受託者	住 所	〇〇〇〇
	法 人 名	〇〇〇〇
	代表者職・氏名	〇〇〇〇長 〇〇〇〇 印

情 報 資 産 等 取 扱 特 記 事 項

長野県情報セキュリティポリシーに基づき、情報資産等（情報システム、電子計算機及びネットワークで取り扱うデータ、システムで出力される帳票等）について、次のとおり取り扱うものとする。

（情報資産等の漏えいの禁止）

第1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た情報資産等の内容を他に洩らし
てはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（情報資産等の滅失、改ざん及び損傷の禁止）

第2 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された情報資産等
を、滅失、改ざん及び破損してはならない。

（責任体制の整備）

第3 受託者は、この契約による情報資産等の安全管理について、内部における責任体
制（情報資産等の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の発生等に備え
た連絡・対処体制を含む。以下「責任体制」という。）を構築し、維持しなければならない。

（責任者及び従事者）

第4 受託者は、この契約による情報資産等の取扱いの責任者（以下「責任者」という。）
及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、責任体制と併せて、あらか
じめ委託者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とす
る。

2 受託者は、責任者に、従事者がこの特記事項に定める事項を適切に実施するよう監
督させるとともに、従事者に、責任者の指示に従いこの特記事項を遵守するようにさ
せなければならない。

3 受託者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

（業務委託終了時の情報資産等の取扱い及び情報セキュリティ対策）

第5 受託者は、業務委託の終了に際し、次の各号の事項を履行しなければならない。

(1) 業務委託の実施期間を通じて、情報セキュリティ対策が適切に実施されたことを証
する報告書を委託者に提出すること。

(2) この契約による業務を行うために、委託者から提供を受け、又は受託者が収集若し
くは作成した情報資産等が掲載された資料等について、委託者の指示に従い、速やか
に返還、廃棄又は抹消し、その完了を証する書面を提出すること。

(3) 前号の廃棄又は抹消（以下「廃棄等」という。）に当たっては、記録媒体を物理的に
破壊する等、当該情報の判読、復元等が不可能な方法により確実に処理すること。

(4) 廃棄等の実施に際し、委託者から立合い又は報告書の提出を求められた場合には、

これに応じること。

2 委託者は、前項の履行状況について検収し、必要に応じて確認を行うことができる。

（情報資産等の目的外使用の禁止）

第6 受託者は、この契約による業務を行うため、情報資産等を取り扱う場合には、情報資産等を目的外に使用し、又は第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に提供してはならない。

（情報資産等の掲載された資料等の複製及び複写の禁止）

第7 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために、委託者から引き渡された情報資産等の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

（教育及び研修の実施）

第8 受託者は、この情報資産等取扱特記事項に規定する機密保持義務について必要な教育及び研修を責任者及び従事者に対して実施しなければならない。

（再委託の原則禁止）

第9 受託者は、次項の規定による委託者の承諾があった場合を除き、この契約により情報資産等を取り扱う業務を自ら処理するものとし、第三者にその取扱いの委託（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 受託者は、情報資産等の処理の再委託をしようとする場合には、この契約により委託者が受託者に求めた情報資産等の保護に必要な措置と同様の措置を再委託の相手方に求めるものとし、業務の着手前に、次に掲げる事項を記載した書面を委託者に提出して、委託者の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称
- (2) 再委託が必要な理由
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託を行う業務の内容
- (5) 再委託の相手方において取り扱う情報資産等
- (6) 再委託の相手方に求める情報資産等の保護措置の内容
- (7) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の委託者の承諾は、書面によるものとする。

4 受託者は、再委託をする場合には、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、委託者に対して、再委託の相手方による情報資産等の取扱いに関する責任を負うものとする。

5 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び情報資産等の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

6 前各項の規定は、再々委託及びそれ以降の契約について準用する。

(漏えい等発生時の対応)

- 第10 受託者は、この業務を行うために取り扱う情報資産等の漏えいが発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、その指示に従わなくてはならない。
- 2 受託者は、前項の事態が生じた場合には、被害を最小限にするための措置を、速やかに講じなければならない。
- 3 受託者は、前項に定めるもののほか、委託者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(作業場所の特定)

- 第11 受託者は、この契約により情報資産等を取り扱う業務について、作業場所を特定しなければならない。ただし、委託者の承諾を得て特定した作業場所以外で作業を行う場合には、情報資産等保護のために必要な措置を講じなければならない。

(監査又は調査)

- 第12 委託者は、この契約により受託者が負う情報資産等の取扱いに関する義務の遵守状況について、受託者に対して必要な報告を求め、随時に実地監査又は調査をし、又は受託者に対して指示を与えることができる。なお、受託者は、委託者から情報資産等の適切な管理について改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、再委託を行う場合には、必要に応じて、再委託の相手方が負う情報資産等の取扱いに関する義務の遵守状況について、再委託の相手方に対して報告を求め、及び作業場所の実地監査ができるよう必要な調整を行うものとする。
- 3 前項の規定は、再々委託及びそれ以降の契約について準用する。

(契約の解除)

- 第13 委託者は、受託者が個人情報保護法、番号利用法その他関係法令及びこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、委託者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

- 第14 受託者は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者にその損害を賠償しなければならない。